

東広島市プレミアム付商品券取扱店募集要項

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う非課税者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として実施する東広島市プレミアム付商品券事業において、東広島市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の取扱店を募集します。

1 商品券の概要

商品券名	東広島市プレミアム付商品券
事業主体	東広島市プレミアム付商品券事業実行委員会
購入対象者	(1) 住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族等及び生活保護受給者等を除く。） (2) 平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主
1冊当たりの額面	5,000円（500円×10枚綴り）
1冊当たりの販売額	4,000円（プレミアム率25パーセント）
購入対象者数	約35,700人（見込み）
購入限度数	一人につき5冊まで
使用期間	令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで
販売方法	市が交付する購入引換券を指定販売所に提出し、これと引き換えに商品券を購入する。

2 商品券の取扱い

(1) 厳守事項

- ア 商品券は、物品の販売、役務の提供等の取引において利用することができます。
- イ 商品券と現金との交換は、できません。
- ウ 利用金額が商品券の額面に満たない場合であっても、つり銭は支払わないでください。
- エ 利用期間を過ぎた商品券は無効です。
- オ 商品券の盗難及び紛失について、実行委員会では責任を負いません。

(2) 利用対象とならないもの

- ア 現金との換金、金融機関への預け入れ
- イ 出資や債務の支払い（金融商品の購入や振込手数料等）
- ウ 国や地方公共団体への支払い（税金、市指定ごみ袋、電気、ガス、水道料金等）
- エ 有価証券、他の商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- オ 土地や家屋購入、家賃、地代、駐車料金等の不動産に関わる支払い
- カ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

キ 事業活動に伴って使用する原材料、機械類、仕入商品等の購入

ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に規定する営業への支払い

ケ 特定の宗教、政治団体等と関わるものや公序良俗に反するもの

コ 商品券の交換又は売買

なお、取扱店で商品券の利用対象外となる商品（特売品など）を定めることができます。

3 取扱店の資格

東広島市内に事業所、店舗等を有する事業者で、次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないもの

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行っているもの

(2) 特定の宗教、政治団体等と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの

(3) 2(2)に掲げる取引、商品のみを取り扱うもの

(4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団員の構成員であると認められるもの又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与するものであるもの

4 取扱店の責務等

(1) 取扱店であることを明確にするため、ポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。

(2) 取扱店独自に商品券の利用対象外となる商品を指定した場合には、その旨を明示してください。

(3) 商品券の見本によりその特徴に従業員等に周知するとともに、商品券を受け取る時は、偽造された商品券でないかどうかを直ちに確認し、偽造が疑われる場合には、その事実を速やかに実行委員会及び警察に届け出てください。

(4) 商品券を受け取ったときは、他店での再使用を防止するため、商品券の裏面に取扱店の受領印（様式任意）を押印してください。既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。

(5) 受け取った商品券の保管及び管理には、十分注意してください。紛失、盗難等による損失は、取扱店の責務とします。

(6) この事業の実施に当たり、実行委員会に協力してください。

5 商品券の換金

(1) 換金方法

実行委員会が指定する金融機関等において手続を行い、振り込みにより換金します。
(詳細な手続方法は、後日通知します。)

(2) 換金期間

令和元年10月1日(火)から令和2年4月中旬までを予定
期間後の換金には一切応じません。ご注意ください。

(3) その他

ア 換金手数料は、無料です。

イ 取扱店の登録単位(申請時の「申請者」名)で取りまとめて換金手続を行ってください。

6 申し込み

(1) 申込方法

この募集要項の内容に同意の上、「東広島市プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、次の提出先に原本を持参又は郵送してください。(ファックス、メール等は不可)

ア 東広島商工会議所、黒瀬商工会、広島県央商工会又は安芸津町商工会(以下「商工会議所等」という。)の会員の方

東広島商工会議所 産業振興課	〒739-0025 東広島市西条中央七丁目23-25 ☎082-420-0302
黒瀬商工会	〒739-2613 東広島市黒瀬町檜原244-1 ☎0823-82-3075
広島県央商工会	〒739-2201 東広島市河内町中河内1235-2 ☎082-437-0180 (北部会館 ※火・木のみ) 〒739-2317 東広島市豊栄町鍛冶屋444-7 ☎082-432-2110
安芸津町商工会	〒739-2402 東広島市安芸津町三津1649-1 ☎0846-45-4141

イ ア以外の方

東広島市プレミアム付商品券事業推進室

〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号（東広島市役所本館4階）

☎ 082-426-3127

(2) 申請期間

令和元年6月24日（月）から7月31日（水）まで

(3) 添付書類

次の場合には、必要な書類を添付してください。

ア テナント、チェーン店等を取りまとめて申請する場合 店舗一覧表

イ 商工会議所等の会員でない場合

(ア) 法人の場合 登記簿謄本（履歴事項全部証明書、3か月以内のもの）の写し

(イ) 個人の場合 直近の確定申告書の写し（税務署の受領印があるものに限る。）又

は営業許可証などの営業の実態が確認できるもの（平成31年1月1日以後に開業した場合）

(4) 取扱店の登録

申請があった事業者について、実行委員会の審査を経て取扱店として登録し、一覧を市ホームページに掲載します（商工会議所等の会員分については、商工会議所等のホームページにも掲載します。）。

(5) その他

ア 同一の建物・敷地内に複数の店舗（テナント）等がある場合や市内に複数の店舗・系列店（チェーン店等）がある場合は、代表者が取りまとめて申請することができます。

イ 登録料は、無料です。

ウ 取扱店向けに、後日説明会を実施する予定です。

7 取扱店登録の解除

実行委員会は、次に掲げる事由が生じた場合には、取扱店における商品券の受領の有無にかかわらず、登録を取り消します。また、新たな商品券の換金については受け付けないものとし、既に換金等を行っていた場合には、その返還を請求します。

(1) 取扱店（法人の場合にあっては、その役員及び使用人を含む。以下同じ。）が、商品券の使用、換金等について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。

(2) 取扱店が、商品券の使用、換金等について、暴力的行為又は脅迫的行為を行ったとき。

(3) 取扱店の登録後に取扱店の資格がないことが判明したとき。

(4) 取扱店の登録に際し、申請内容に虚偽、不備等が判明したとき。

(5) その他実行委員会又は取扱店としての信頼を損ねる行為を行ったとき。

8 その他の留意事項

- (1) この募集要項に記載されていない事項については、必要に応じ協議して定めます。
- (2) この事業の取扱いについて追加、変更等があった場合は、市ホームページで周知します。

9 問い合わせ先

東広島市プレミアム付商品券事業実行委員会

〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号（東広島市役所本館4階）

☎082-426-3127

📠082-426-3128